

令和4年第6回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年6月7日(火) 午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長

委 員

- 1 番 北澤 良祐
- 2 番 服部 茂
- 4 番 奥村 郁雄
- 5 番 稲田 正文
- 6 番 村田 清美
- 7 番 田村 勝美
- 8 番 阪部 幸弘
- 9 番 西村 修
- 10 番 森澤 明
- 11 番 上田 國和
- 12 番 園田 正夫
- 13 番 中村 安秀
- 14 番 奥 哲郎
- 15 番 新井 泉次
- 16 番 森島 孝司
- 18 番 木村 正樹
- 20 番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (3人)

- 3 番 狩野 雅史
- 19 番 谷 則男
- 17 番 新井 源吾

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 報告 第14号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 6 報告 第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 報告 第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

日 程 第 8 報告 第16号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>(議席番号3番 狩野委員、17番 新井源吾委員、19番 谷会長から欠席が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中11名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長職務代理者(以下 職代)、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
職代	<p>(挨拶)</p>
職代	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第6回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしく願いします。</p>
職代	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
職代	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、私が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、5番 稲田委員、6番 村田委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いいいたします。</p>
職代	<p>日程第3、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号8番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号8番について説明します。</p>

	内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●です。 権利の種類は3条の有償移転です。
職 代	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
職 代	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します
職 代	受付番号9番について事務局から説明いたします。
事務局	受付番号9番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市奈島 ●● ●です。 権利の種類は3条の有償移転です。 当案件については、平成30年に●●●●●が駐車場用地として取得しましたが事業変更により不要となるため、議案第15号農地法第5条農地転用許可申請で●●●●●2筆の田を譲り渡すためその代替地として●●●●●から譲り受けます。
職 代	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた農地も適正に管理されて行くと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
職 代	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	譲渡人が農地を取得した時の事情をもう少し詳細に説明ねがいます。
事務局	譲渡人は平成30年に工場増設に伴い周辺で駐車場用地の確保が必要となり、5条

新名神高速道路工事の工事用進入路として利用するためです。
令和元年5月に一時転用許可、令和3年9月に期間延長を行っています
工事期間延長のため一時転用として継続し、期間は許可後3年までを予定していま
す。

場所は市街化調整区域、農業振興地域ではありません。

現況は工事作業区域です。

砕石敷均し等を施し仮排水溝にて集水し自然浸透させます。

申請者から一時転用完了後農地に復元する確約書が提出されています。

資料2に位置図等を添付しております。

職 代 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●
●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地調査委員会において現地を確認しました。事務局説明どおり
で、問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

職 代 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号18番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号19番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号20番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

職 代 日程第5、議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の

承認、利用権設定についてを上程し、受付番号30番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号30番について説明します。
新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

職 代 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともにいちじく、トマトを中心に農業経営されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

職 代 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号30番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

職 代 受付番号31番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号31番について説明します。
本案件は令和1年9月1日～令和4年8月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。
借り手は奈島 ●● ●●●です。

職 代 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族で花卉、茶、水稻を幅広く農業経営されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

職 代 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号31番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

職 代 受付番号32番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号32番について説明します。
新規設定で使用貸借です
内容は議案書のとおりです。
借り手は久御山町北川顔 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。
資料3に会社概要等を添付しております

職 代 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●は久御山町で約8ヘクタールのネギを適正に栽培されており久御山町の認定を受けています。人員表、農業機械所有状況、地域における調和要件に関する確約書を提出されています。ご審議ください。

職 代 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号32番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

職 代 日程第6、報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号14番について事務局から説明いたします。

事務局	<p>受付番号14番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市中 ●● ●です。</p>
職 代	<p>只今、事務局から説明をしました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし）</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。</p>
職 代	<p>日程第7、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号3番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号3番について説明します。 土地の所在は城陽市中 他1筆 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。</p>
職 代	<p>只今、事務局から説明をしました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし）</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。</p>
職 代	<p>日程第8、報告16号 地目変換届について専決しました。受付番号3番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号3番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 届出人は、城陽市上津屋 ● ●●です。 資料4に位置図等を添付しております。</p>
職 代	<p>只今、事務局から説明をしました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし）</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p>
職 代	<p>以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第6回定例総会を終了致します。</p>

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長職務代理者

会議録署名委員

会議録署名委員